

平成30年度 第8回大島区地域協議会 次第

日 時：平成31年1月23日（水）

午後2時から

場 所：大島コミュニティプラザ2階
市民活動室1

開 会

1 挨 拶

2 報 告

- (1) 主要地方道大潟高柳線の土砂災害に伴う対応について
- (2) 出張地域協議会意見交換会での質疑応答について
- (3) 事務事業評価の実施について

資料No.1

資料No.2

資料No.3

3 協 議

- (1) 平成31年度大島区地域活動支援事業に係る採択方針等について

資料No.4-1、No.4-2

- (2) 上越市地域活動支援事業活動発表会及び説明会の開催について

資料No.5-1、No.5-2、No.5-3

4 その他の事項

- (1) 上越市農業所得収支計算相談会及び市・県民税の申告相談の実施について

資料No.6

- (2) 第9回地域協議会の開催日について

【開催日：____月____日、開催時間____時から】

閉 会

主要地方道大潟高柳線の土砂災害に伴う対応について

○平成 30 年 12 月 27 日（木）：土砂災害の発生及び通行止め

主要地方道大潟高柳線（以下「大潟高柳線」という。）の大島区藤尾集落入口付近において、土砂流出が発生

- ・午後 2 時 40 分から全面通行止め

➢ 国道 253 号～国道 353 号～柏崎市高柳町石黒～大潟高柳線を迂回路

- ・主要地方道上越安塚柏崎線～農免農道角間線～農道高所線～藤尾集落のルートを緊急迂回路として確保することを決定

➢ 28 日早朝に除雪を実施

○平成 30 年 12 月 28 日（金）：現地確認と復旧対応の検討

新潟県上越地域振興局上越東維持管理事務所（以下「東維持管理事務所」という。）による現場確認と復旧対応の検討を実施

○平成 31 年 1 月 1 日（火）：集落全体の一時避難の検討

通行止めの長期化や迂回路の雪崩の危険性が高まった場合を想定し、集落全体の一時避難を含めた対応を協議

- ・個別世帯の一時避難場所の確認と避難期間中の課題の整理

➢ 屋敷周り等の除雪の実施方法など

藤尾町内会による、藤尾集落内から大潟高柳線の車両通行可能区域へ通ずる徒歩ルート（徒歩 8 分程度）の設置作業の実施

- ・あわせて大潟高柳線脇への臨時駐車場の確保を東維持管理事務所に要請

○平成 31 年 1 月 7 日（月）～11 日（金）：東維持管理事務所による応急復旧工事の実施

- ・道路に流出した土砂の撤去
- ・路面への土砂流出を防ぐため、道路山側に井桁ブロック積（H=2.5m）及び大型土嚢を設置
- ・通行時の安全を確保するため、谷側に仮設ガードレールを設置

➢ 以上により、大型除雪機械の通行及び片側交互通行が可能な道路幅員を確保

○平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 2 時：応急復旧工事が完了、通行止めの解除

- ・通行可能時間は、午前 6 時～午後 8 時までの間
- ・夜間（午後 8 時～午前 6 時）は、通行止めを継続（緊急車両は安全確認により通行可能）

- ・監視体制の構築 … 東維持管理事務所

➢ WEB カメラ 3 箇所（上部崩壊地、沢水状況、全景）、傾斜センサー 3 箇所、パトランプ及びサイレンを設置し、土砂流出等の変化の予兆を監視

➢ 土石流監視装置が警報を作動したときは、東維持管理事務所のほか浦川原区総合事務所及び大島区総合事務所職員へもメール配信

出張地域協議会「意見交換会」での主な意見について (平成 30 年度)

■ 開催日時及び参加者等

【大島地区】

日 時：平成 30 年 10 月 19 日（金） 午後 7 時 30 分～

会 場：大島生活改善センター

参加者：17 人

【保倉地区】

日 時：平成 30 年 11 月 27 日（火） 午後 7 時～

会 場：大島若者交流会館

参加者：13 人

■ 参加者からの主な意見など

別紙のとおり

■大島地区での主な意見など

1 地域協議会委員との意見交換

(1) 地域活動支援事業について

参加者からの意見	地域協議会委員の意見
<ul style="list-style-type: none">・熊田町内会では住民間のつながりや支え合いを更に深め、集落出身者や帰省客との交流を深めるイベントをお盆期間中に計画し、支援を受けながら開催実施した。・初回としては予想以上の方々から参加いただき、一定の成果があったことから次年度も継続実施する予定である。・実施にあたっては、再度、地域活動支援事業を活用する方向で考えているため、ご承知いただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・町内会の方々が協力しながら、工夫をこらした事業であった。・町内会や出身者の方々が、皆和気あいあいとされ、何よりも皆さんのが笑顔が溢れ、非常に良かったと思う。・年度末には地域活動支援事業の成果報告会もあるので、その中で成果を発表いただきたい。

(2) 出張地域協議会の名称について

参加者からの意見	地域協議会委員の意見
<ul style="list-style-type: none">・本日の会議のネーミングを「出前地域協議会」にすべきと感じている。・委員の皆さんや参加する住民にとっても気軽に集まれる場になると思うので検討願いたい。	<ul style="list-style-type: none">・来年度までに検討していく。

(3) 地区要望について

参加者からの意見	地域協議会委員の意見
<ul style="list-style-type: none">・大島地区からは、すべての町内会をとおし、危険や不便を感じている35件の要望をあげている。・本来の役割とは違うかもしれないが、地域協議会としても市へ強く提案や要望をしていただければありがたい。	<ul style="list-style-type: none">・地域協議会としても地区要望の早期実現を適宜、行政へお願いしている。・また各地区的地域協議会委員から選出し小委員会を設け、検討しているところである。・現時点でき回答できるものはないが、地域協議会としても懸念しており、進捗を高めるために尽力しているのでご承知いただきたい。

2 会場からの意見・要望など

(1) 避難指示の方法について

参加者からの意見	総合事務所からの回答
<ul style="list-style-type: none">・8月28日の豪雨災害で避難指示があつたが、1次集合場所の開設も含め、対応をどうするのか今一つ分からなかった。・土砂災害ハザードマップで警戒区域等が記されているが、実際に土砂災害が発生した場合の避難指示の方法などをお聞きしたい。	<ul style="list-style-type: none">・1次集合場所の開設については、自主防災組織の取決めの中で判断していただくことになる。・そのため、マップの作成の際には皆様からお集まりいただき、危険個所等について色々な話し合いをしていただいている。・災害はいつ、どのような形で発生するか分からず、それに対し臨機応変に対応できるのは、町内会や自主防災組織であるため、災害発生直後の対応や避難ルートなどを今一度、自主防災組織の中で検討いただき、周知いただきたい。 <ul style="list-style-type: none">・なお、避難指示の放送については、他区と同様に、具体的に町内会ごとの避難先をなぜしなかったのかとのお叱りは受けている。・第1報では複数区に避難指示を要し、また時間的な制限もあったため、具体的な放送ができなかった。・その後、時間が経過する中で、状況に応じた指示が出せる状況になったため、具体的な指示が出せたものである。・また、前回の避難指示の放送は木田事務所から一括放送で行っており、災害発生直後に具体的な指示を出すことは難しいことはご承知いただきたい。

■保倉地区での意見・要望

1 地域協議会委員との意見交換

(1) 地区要望の早期実現について

参加者からの意見	地域協議会委員の意見
<ul style="list-style-type: none">・保倉地区振興協議会としては26件の地区要望をさせていただいた。・全市的な要望件数の多さや厳しい財政事情も重々承知しているが、適宜対応していかなければ、要望案件は増え続けるだけである。・そのためにも、早期実現が不可欠であり、各団体が一同・一団し、積極的に当局に働きかけるほかない。・今年度は浦川原区総合事務所長をはじめ、担当者が現地確認をしていることから、その実現に期待しているが、委員の皆様におかれても、地区要望を地域の課題ととらえ、課題解決のためにご尽力いただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・昨年末から地域協議会としても意見書の提出に向け議論を重ねているが、それでも実施が進まない状況である。・しかし、今年度は浦川原区と大島区の両事務所長以下、担当者がすべての要望箇所を確認し、現地で今後の進め方等を地域と一緒に話し合うなど、新しい動きも見られ、一定の前進はしていると考えている。・また、地域協議会としても皆さん暮らしの安全と安心を最優先に捉えて取り組んでおり、少しでも実現を図るために、各地区の委員を1名ずつ選出し、小委員会を設けて検討しているところであるので、ご理解いただきたい。

(2) 地域の将来や在り方について

参加者からの意見	地域協議会委員の意見
<ul style="list-style-type: none">・田畠へ行っても、耕作者は自分を含めて高齢者ばかりで、あと何年耕作ができるのか、今後、地域はどうなるのか、大変危惧している。・例えば農業をみても、将来どのようにしていくべきか、地域協議会やJA、行政などが連携し、協議すべきではないかと考えている。・また、地区要望に挙げられた道路等の修繕においても、改修しても歩くのはイノシシやタヌキしかいないといった話に、近い将来なるとも限らない。・地域協議会でも将来どう在るべきかを協	<ul style="list-style-type: none">・貴重なお話をいただいたが、問題は大きく、また、どう取り組むべきか難しい部分もあるが、何かできることはないか、検討していきたい。・人口減少や高齢化はすべての諸問題に絡む大きな課題であり、多くの集落や地域の深刻な問題だと認識している。・検討に際しても、どこから取り組むべきか、直ぐに答えは見つからないが、皆さんと色々な問題等を話し合いながら、一つ一つ取り組んでいければと思っている。・過疎化も課題の一つであるが、歯止めを掛けることはできないにしても、若年層の

<p>議していただきたいと思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> すぐに結論が出せ、対応できる話ではないし、委員の皆さんはどう思っているか分からぬが、今後、様々な機会を捉えて検討する必要があると考えているため、発言させていただいた。 	<p>離村率を少しでも緩やかにすることが重要だと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> そのためには、担い手である若い方から集落や地域の中で、何らかの役割を担っていただることによって、地域に対する責任感や愛着などが養われるのではないかと思っている。 また、大島区に限らず、老人クラブが無くなり、青年会も女性部もないような状況であると思われるが、横のつながりを促しながら、もう少しでも若い人が活躍できる、あるいは意見が出せるような場が創出できればよいと思っている。
---	---

2 会場からの意見・要望など

(1) 千原橋の欄干の修繕について

参加者からの意見	総合事務所からの回答
<ul style="list-style-type: none"> 千原町内会からの要望である「千原橋欄干の修繕」だが、欄干が腐り、穴が開いている状態で、歩行者の安全に多大な支障を来している。 市議会議員の報告会の中で地域協議会長や副会長が状況説明や早期対応をお願いしたところ、満足のいく修繕ではないものの、迅速な対応となった。 応急措置であると思われるが、今後の修繕方法や架け替え計画など、議員だけではなく、総合事務所としても実現に向け、もっと尽力いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 千原橋の現状は現地確認を行い把握しており、先般実施した措置は、あくまで歩行者の安全確保の応急対策としての一時的な措置である。 橋梁の修繕または架け替えは、多額の財源を要し、現状の財政事情では実現が難しく、現在、国が進める公共施設の長寿命化計画に該当すれば、国の財政措置も見込まれ、修繕等も可能になり得ることから、現在は国の動向を見ながら、計画づくりを視野に入れ動いている。 早急な対応ができず、また明確な回答ができかねるが、計画づくりも含め、検討しているのでご承知いただきたい。

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 財政規模の縮小への備え | … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し |
| (2) 経営資源の最適配分 | … 施策評価に基づく施策・事業の重点化 |
| (3) 最小経費・最大効果の事業執行 | … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化 |

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事業の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・廃止とする事業
一部廃止	・事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・今後の方針について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行なう。

平成31年度大島区地域活動支援事業に係る採択方針等について

1 採択方針について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
<p>1 優先して採択する事業 上越市大島区には、ホタルが生息する豊かな自然環境があり、保倉川と田麦川両岸には人々の営みが刻んできた棚田の風景が見られ、周辺には自然豊かなブナ林が集落と一体となって広がっている。</p> <p>この恵まれた地域資源等を生かし、市民自らの取組で住み続けたい地域づくりを進めるため、上越市地域活動支援事業における大島区の事業選定にあたっては、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む発展性のある事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業 ○子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業 <p>2 その他の事業 優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>	

2 同一事業の採択回数上限について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
<p>同一事業に対する補助は3回までとする。</p> <p>(平成24年度採択からカウント)</p>	平成30年度と同様とする。

3 補助率と補助額の上限及び下限について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
補助率：補助対象事業費の10／10 以内	平成30年度と同様とする。
○事業内容、審査の結果により、補助金額の減額・調整を行う場合がある。	
補助金の上限額：概ね100万円	
補助金の下限額：なし	

4 他の補助制度があるものの制限について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
提案事業が他の市類似補助事業の補助要件に合致していた場合、対象外とする。	平成30年度と同様とする。

5 審査方法について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
審査方法 ①提案事業一覧表及び提案書の写しを事前配付 ②審査にあたり、提案者の説明（プレゼンテーション）と質疑応答を実施【現場のある提案事業は現地にてプレゼンテーションを行う】 ③提案事業について、4人1組の3グループで検討する。 ○提案者等（提案団体の代表者、関係者又は個人）が委員であった場合、関係する案件の審査から外れる。	平成30年度と同様とする。 ただし、「○提案団体の代表者が委員であった場合、関係する案件の審査から外れる。」ことに変更する。

6 採点方法について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
<p>採点項目と点数 公益性…5点、必要性…5点 実現性…5点、参加性…5点 発展性…5点</p>	<p>平成30年度と同様とする。</p>
<p>採点方法</p> <ul style="list-style-type: none">○グループ検討の結果を参考にしながら、各委員が個別に採点票に評価結果を記入する。○提案者等（提案団体の代表者、関係者又は個人）が委員であった場合、関係する案件の採点は行わない。	<p>ただし、「○提案団体の代表者が委員であった場合、関係する案件の採点は行わない。」ことに変更する。</p>

7 採択事業の決定方法について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
<p>①評価項目ごとの平均点とその合計点の算出を行い、算出結果を各委員に提示する。</p> <p>②算出結果を参考に総合的に審議を行い、地域協議会として、個々の提案事業の採択及び不採択、また、採択する事業のうち、助成事業に対する補助金額について、意見を取りまとめる。</p>	<p>平成30年度と同様とする。</p>

平成31年度大島区地域活動支援事業に係る採択方針等について

1 採択方針について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>上越市大島区には、ホタルが生息する豊かな自然環境があり、保倉川と田麦川両岸には人々の営みが刻んできた棚田の風景が見られ、周辺には自然豊かなブナ林が集落と一緒に広がっている。</p> <p>この恵まれた地域資源等を生かし、市民自らの取組で住み続けたい地域づくりを進めるため、上越市地域活動支援事業における大島区の事業選定にあたっては、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む発展性のある事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業 ○子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業 	<p>1 優先して採択する事業</p> <p>区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。</p> <p>この多様な自然資源と地域に蓄積してきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 ○地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 ○日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業
<p>2 その他の事業</p> <p>優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>	平成30年度と同様とする。

2 同一事業の採択回数上限について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
同一事業に対する補助は3回までとする。 (平成24年度採択からカウント)	平成30年度と同様とする。

3 補助率と補助額の上限及び下限について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
補助率：補助対象事業費の10／10以内 ○事業内容、審査の結果により、補助金額の減額・調整を行う場合がある。 補助金の上限額：概ね100万円 補助金の下限額：なし	平成30年度と同様とする。

4 他の補助制度があるものの制限について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
提案事業が他の市類似補助事業の補助要件に合致していた場合、対象外とする。	平成30年度と同様とする。

5 審査方法について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
審査方法 ①提案事業一覧表及び提案書の写しを事前配付 ②審査にあたり、提案者の説明（プレゼンテーション）と質疑応答を実施【現場のある提案事業は現地にてプレゼンテーションを行う】 ③提案事業について、4人1組の3グループで検討する。 ○提案者等（提案団体の代表者、関係者又は個人）が委員であった場合、関係する案件の審査から外れる。	平成30年度と同様とする。 ただし、「○提案団体の代表者が委員であった場合、関係する案件の審査から外れる。」ことに変更する。

6 採点方法について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
採点項目と点数 公益性…5点、必要性…5点 実現性…5点、参加性…5点 発展性…5点	平成30年度と同様とする。
採点方法 ○グループ検討の結果を参考にしながら、各委員が個別に採点票に評価結果を記入する。 ○提案者等（提案団体の代表者、関係者又は個人）が委員であった場合、関係する案件の採点は行わない。	ただし、「○提案団体の代表者が委員であった場合、関係する案件の採点は行わない。」ことに変更する。

7 採択事業の決定方法について

平成30年度【実施】	平成31年度【案】
①評価項目ごとの平均点とその合計点の算出を行い、算出結果を各委員に提示する。 ②算出結果を参考に総合的に審議を行い、地域協議会として、個々の提案事業の採択及び不採択、また、採択する事業のうち、助成事業に対する補助金額について、意見を取りまとめる。	平成30年度と同様とする。

【参考：平成30年度版】

[上越市地域活動支援事業 平成30年度実施分 募集要項] 大島区版

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんのが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みやすく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成30年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。
奮ってご応募ください。



■募集期間

平成30年4月2日(月)から4月27日(金)まで(必着)

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - 会議の時のお茶代・菓子代
 - 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- 平成31年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額、補助回数（新規事項）

- 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- 同一の事業に対する補助は、3回までとします。（平成24年度事業からカウント）

《大島区の予算 490万円》

《ポイント!》

- 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。また、事業費が100万円を超える事業を計画される場合は、概ね100万円が補助金額の限度額となります。
- 同一事業への補助は、3回までとします。連続でなくても（1年おき等でも）3回で終了となります。

■応募方法

- 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

《ポイント!》

- 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。平成30年度大島区の採択方針は次のとおりです。

《大島区採択方針》

1 優先して採択する事業

上越市大島区には、ホタルが生息する豊かな自然環境があり、保倉川と田麦川両岸には人々の営みが刻んできた棚田の風景が見られ、周辺には自然豊かなブナ林が集落と一緒に広がっている。

この恵まれた地域資源等を生かし、市民自らの取組で住み続けたい地域づくりを進めるため、上越市地域活動支援事業における大島区の事業選定にあたっては、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む発展性のある事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- 団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業
- 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業
- 子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業

2 その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。

(2) 基本審査・共通審査

- 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。全市的な方向性と合致しているか。提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none">地域の実情や住民要望に対応したものか。地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。緊急性の高い提案事業であるか。ほかの方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none">提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

《ポイント！》

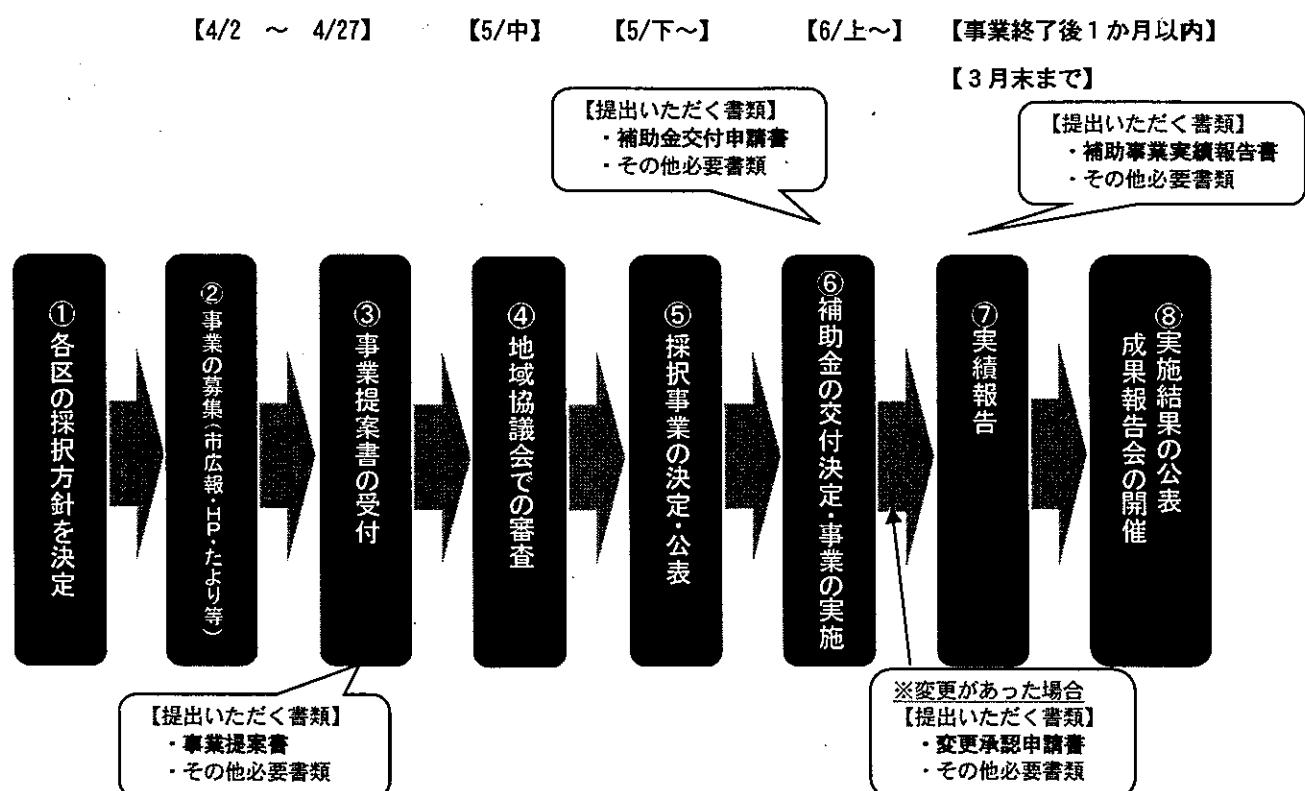
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方方は、大島区総合事務所でご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

※ 3月下旬に大島区の成果発表会（報告会）を予定しています。実施事業の内容や成果をすべての団体から発表していただきます。

■フロー図（事業実施の流れ）



こちらまでご相談・ご応募ください！

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みください！



大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101 (内線 61) FAX 025-594-3105

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

【事務局案：平成31年度版】

[上越市地域活動支援事業 平成31年度実施分 募集要項] 大島区版

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんのが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みやすく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。
奮ってご応募ください。



■募集期間

平成31年4月1日(月)から4月26日(金)まで(必着)

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■ 支援内容

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - 会議の時のお茶代・菓子代
 - 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- 平成32年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■ 補助金額、補助回数（新規事項）

- 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- 同一の事業に対する補助は、3回までとします。（平成24年度事業からカウント）

《大島区の予算　●●●万円》

《ポイント!》

- 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。また、事業費が100万円を超える事業を計画される場合は、概ね100万円が補助金額の限度額となります。
- 同一事業への補助は、3回までとします。連続でなくても（1年おき等でも）3回で終了となります。

■ 応募方法

- 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

《ポイント!》

- 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

■ 提案事業の審査と決定

- 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。平成31年度大島区の採択方針は次のとおりです。

《大島区採択方針》

1 優先して採択する事業

大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。

この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業
- 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業
- 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業
- 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業

2 その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。

(2) 基本審査・共通審査

- 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。全市的な方向性と合致しているか。提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none">地域の実情や住民要望に対応したものか。地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。緊急性の高い提案事業であるか。ほかの方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none">提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

《ポイント!》

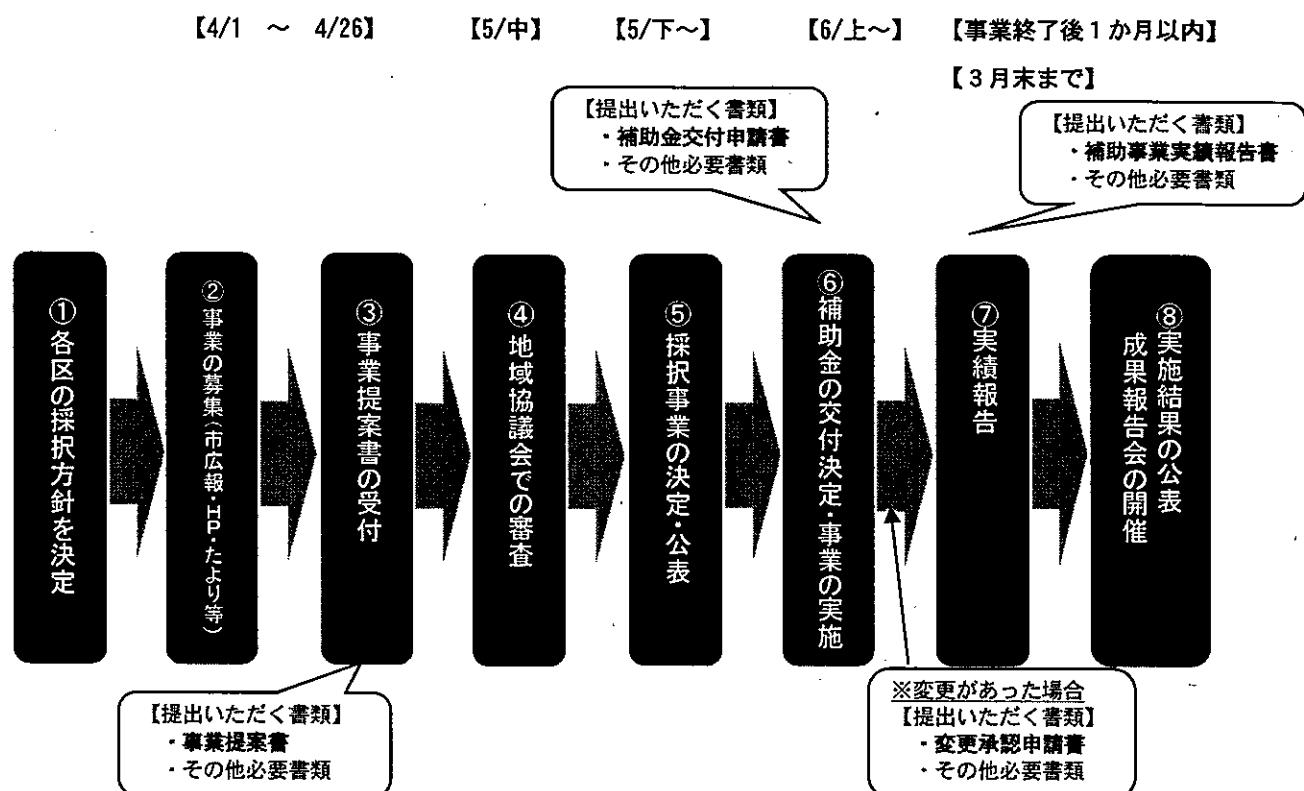
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方方は、大島区総合事務所でご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

※ 3月下旬に大島区の成果発表会（報告会）を予定しています。実施事業の内容や成果をすべての団体から発表していただきます。

■フロー図（事業実施の流れ）



こちらまでご相談・ご応募ください！

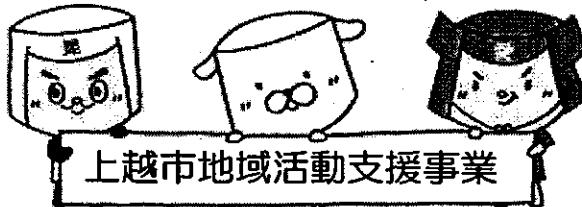


大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101 (内線 61) FAX 025-594-3105

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！



《作成中》

上越忠義隊けんけんす (C) 上越市

平成30年度採択事業成果発表会及び 平成31年度事業活用説明会

- 日 時 平成31年3月 日()午後 時~
- 会 場 大島就業改善センター(大島地区公民館)

次 第

- 1 開会
- 2 大島区地域協議会長あいさつ
- 3 平成30年度地域活動支援事業採択事業成果発表会
 - (1) 採択の概要について・・・・・・・ 資料No.1
 - (2) 成果発表【事業提案・受付順】
 - * 事務機器の整備による住民ニーズの対応事業
(大島まちづくり振興会)
 - * ふるさと・ふれあい交流事業(熊田町内会)
 - * あぜ道アート・夢あかり in ほたるの里
(大島地区振興協議会)
 - * 歴史的建造物「飯田邸」パンフレット作成事業
(菖蒲地区振興協議会)
 - * 細越夏祭りの維持・継続事業(細越町内会)
 - * 大島っ子が提案する大島活性化事業の実現化
(大島っ子を育む会)
 - * 大島区253沿いイルミネーション点灯事業
(大平町内会)
- 4 平成31年度事業活用説明会・・・ 資料No.2
- 5 意見交換会
- 6 閉会

上記を終了後に平成31年度募集に向けた個別相談会を予定しています。事業提案をお考えの方はお気軽にご相談ください。

《作成中》

平成30年度 大島区地域活動支援事業状況一覧表

事業の名称 (団体等の名称)	事業内容の概要	事業費 (単位:千円)			進捗状況
		事業費	補助 希望額	事業費 (決定)	
事務機器の整備による 住民ニーズの対応事業 (大島まちづくり振興会)	大島区全域にわたる事業やイベントを担う当振興会の事務機器を整備することで、地域や各種団体からの印刷依頼等に対応するほか、地域振興に資する取組を支援する。	1,318	1,300	1,130	●事業完了 ●事業費決算額： 千円 ●結果等
ふるさと・ふれあい交流事業 (熊田町内会)	帰省客等の多いお盆期間中に、交流会を開催することで、町内会のコミュニティを図るとともに、帰省客や集落出身者のほか、市内外に居住する子供たちの参加を募り、世代や世帯を超えたつながりを深める。	308	300	300	●事業完了 ●事業費決算額： 千円 ●結果等
あぜ道アート・夢あかり in ほたるの里 (大島地区振興協議会)	昨年に引き続き、ホタルが最も多く飛翔する時期に、田の畔にろうそくを灯す「あぜ道アート・夢あかり」をメインに、上越教育大学吹奏楽団をゲストに迎え音楽ライブを開催する。	522	490	490	●事業完了 ●事業費決算額： 千円 ●結果等

事業の名称 (団体等の名称)	事業内容の概要	事業費 (単位:千円)			進捗状況
		事業費	補助 希望額	事業費 (決定)	
歴史的建造物「飯田邸」 パンフレット作成事業 (菖蒲地区振興協議会)	飯田邸を活用した農村レストランやカフェへの来訪者が年々増加するなか、一昨年より台湾等から観光客が食体験で訪れる回数が増え、来訪者からは飯田邸に関する資料が求められている。パンフレットを作成することで、来訪者のニーズに応えるほか、飯田邸の更なる保存と活用を図る。	440	430	430	●事業 ●事業費決算額： 千円 ●結果等
細越夏祭りの維持・継続事業 (細越町内会)	町内の伝統行事である夏祭りに必要な道具を整備することで、地域の賑わいを図るほか、地域行事の継承や後継者を育成する。	510	509	500	●事業完了 ●事業費決算額： 千円 ●結果等
大島っ子が提案する大島活性化事業の実現化 (大島っ子を育む会)	平成 29 年度に発表した「地域資源を活かして大島を輝かせる 5 つの提案」を机上のものだけとせず、具体的な地域活性化プログラムとして、大島の子供たちが地域と協力して行うことで、事業を成し遂げる力を育む。	1,055	1,055	1,050	●事業 ●事業費決算額： 千円 ●結果等

事業の名称 (団体等の名称)	事業内容の概要	事業費（単位：千円）			進捗状況
		事業費	補助 希望額	事業費 (決定)	
大島区 253 沿いイルミ ネーション点灯事業 (大平町内会)	大平町内会の国道 253 号線沿いの家屋に イルミネーションを設置・点灯すること で区を代表するイベントに彩りを添え、 地域の活性化と町内会員の一体感を醸 成する。	1,003	1,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> ●事業 ●事業費決算額： 千円 ●結果等
合 計	7事業	5,156	5,084	4,900	

※ この内容については、平成 30 年度の予算の成立を前提としたものです。
また、今後変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

平成 30 年 2 月 20 日現在

平成 30 年度地域活動支援事業の概要（案）

1 事業の目的

- 地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を 28 の地域自治区に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進します。

2 対象事業、実施方法

(1) 対象事業

- 「地域の課題解決や活力向上のために、地域住民が自発的・主体的に行う地域活動」を対象とします。
- ただし、次の事業は対象外となります。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 実施方法

① 事業の内容

- 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付するもの

② 事業の提案者

- 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

③ 補助率等

- 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

【留意事項】

- ・ 補助率（10/10 以内）や補助金額の上限・下限などの条件については、各総合事務所やまちづくりセンターにお問い合わせください。

《地域自治区ごとの予算（配分額）》

(単位：万円)

名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額
高田区	1,240	和田区	610	谷浜・桑取区	490	頸城区	710
新道区	710	高士区	490	安塙区	520	吉川区	570
金谷区	850	直江津区	970	浦川原区	540	中郷区	560
春日区	1,030	有田区	870	大島区	490	板倉区	640
諏訪区	480	八千浦区	560	牧区	500	清里区	530
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	720	三和区	610
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	710	名立区	520

④ 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。
- 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
 - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ・ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とする。）
 - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

【留意事項】

- ・ 事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

3 応募方法

(1) 募集期間

- 地域自治区ごとに定めていますので、各総合事務所やまちづくりセンターにお問い合わせください。

(2) 応募手続

- 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、事業を行う区域の総合事務所、まちづくりセンターに持参してください。
- 応募に必要な書類の作成等についてサポートしますので、まずは総合事務所・まちづくりセンターにお気軽にご相談ください。

【留意事項】

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします（ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります）。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）

4 提案事業の審査と決定

- 地域自治区ごとに、地域協議会で審査を行い、採択事業等を決定します。
- 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）の機会を設ける場合があります。
- 審査は次の視点をもとに行います。

ア 地域自治区の採択方針（地域自治区ごとに設定するもの）

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。

イ 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・ 全市的な方向性と合致しているか。・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。・ 緊急性の高い提案事業であるか。・ ほかの方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

【留意事項】

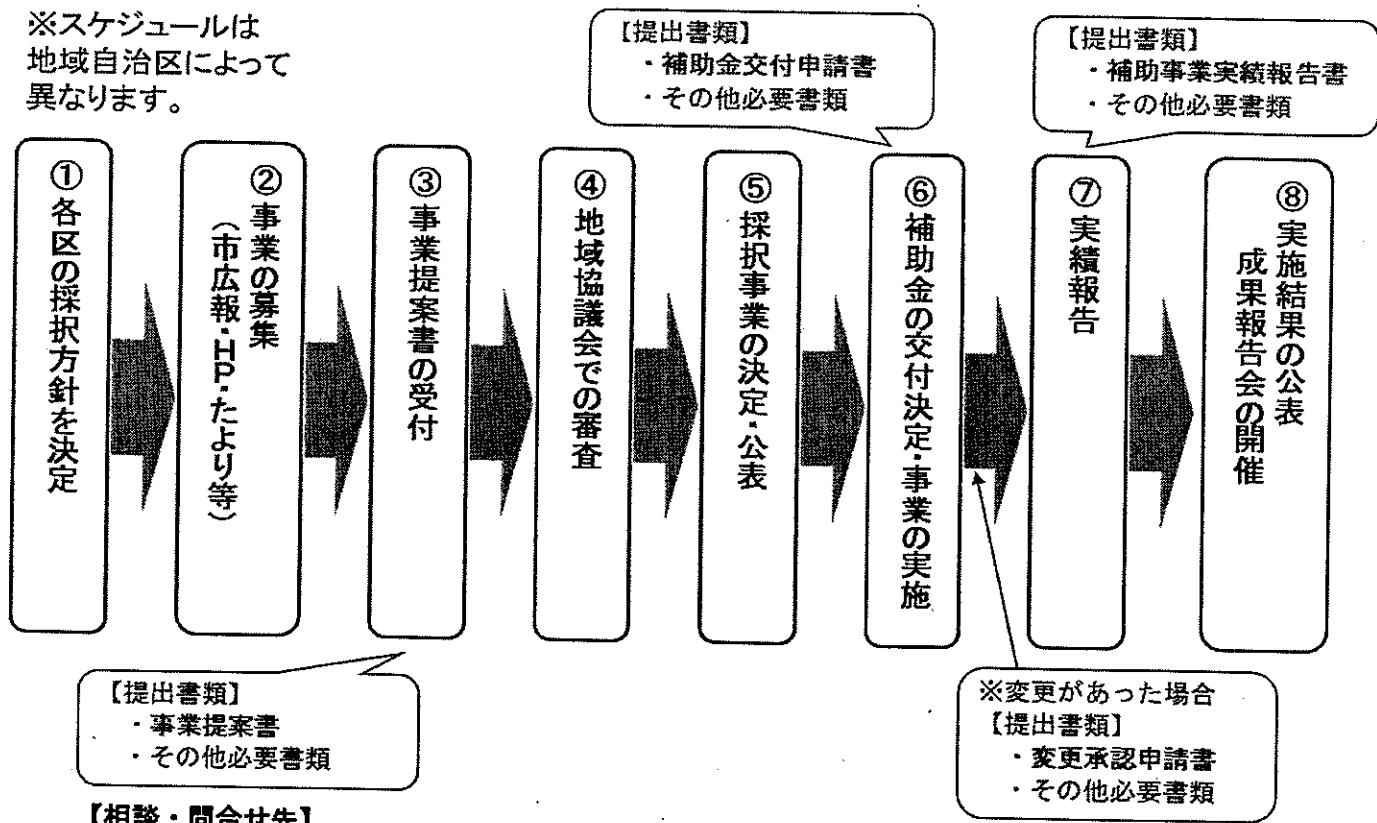
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方方は、各総合事務所やまちづくりセンターでご確認ください。

5 事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を行う予定です。

【フロー図（事業実施の流れ）】

※スケジュールは
地域自治区によって
異なります。



【相談・問合せ先】

○応募をお考えの方は、まずは総合事務所・まちづくりセンターにご相談ください。

■ 事業全般について

自治・市民環境部 自治・地域振興課 (☎ 025-526-5111 内線 1429、1584)

■ 各地域自治区の募集期間、採択方針等については、下記へお問い合わせください。

地域自治区	事務所	所在地(電話番号)
高田区	南部まちづくりセンター	寺町 2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内) ☎ 025-522-8831
金谷区		
三郷区		
和田区		
新道区	中部まちづくりセンター	土橋 1914-3 (上越市民プラザ2階) ☎ 025-526-1690
春日区		
諏訪区		
津有区		
高士区		
直江津区		
有田区		
八千浦区		
保倉区		
北諏訪区		
谷浜・桑取区		

地域自治区	事務所	所在地(電話番号)
安塚区	安塚区総合事務所	安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
浦川原区	浦川原区総合事務所	浦川原区釜渕 5 ☎ 025-599-2301
大島区	大島区総合事務所	大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
牧区	牧区総合事務所	牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
柿崎区	柿崎区総合事務所	柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
大潟区	大潟区総合事務所	大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
頸城区	頸城区総合事務所	頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
吉川区	吉川区総合事務所	吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
中郷区	中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
板倉区	板倉区総合事務所	板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
清里区	清里区総合事務所	清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
三和区	三和区総合事務所	三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
名立区	名立区総合事務所	名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121

農業所得収支計算相談会の開催について

平成30年分（期間：平成30年1月1日～12月31日）の農業所得収支内訳書作成の個別相談会を開催します。

- ◎期 間：2月1日 金曜日～2月13日 水曜日（土・日曜日、祝日を除く。）
午前9時～12時／午後1時～4時 *事前予約が必要です*
- ◎会 場：大島コミュニティプラザ 2階 市民活動室2
- ◎対 象：平成30年分の農業所得を申告する人（白色申告者）で、相談を希望する人
- ◎申し込み：市民生活・福祉グループ（☎594-3101）

【相談に必要なもの】

- ① JAシステム帳票…JAシステム帳票の作成をえちご上越農業協同組合に依頼したのみ
 - ② 収入に関する明細…数量・金額がわかるもの（JAシステム帳票に記載のあるものは不要）
例：中山間地域直接支払通知書、作業受託費、直売明細書等
 - ③ 経 費 の 領 収 書…農業に関するものすべて（JAシステム帳票に記載のあるものは不要）
例：農具費、修繕費、動力光熱費、作業委託費、用水費、農業共済の明細、中山間地域直接支払通知書等
 - ④ 新たに機械、建物を取得した人…機械、建物の種類、取得年月日、取得金額がわかるもの
 - ⑤ 所有機械、建物を売却した人…機械、建物の種類、処分年月日、売却金額がわかるもの
 - ⑥ 平成30年度固定資産税の課税明細書
- ※ 領収書等は、項目ごとに整理し、合計額を計算してお持ちください。

※注意

- 農業所得の申告には、収支内訳書の添付が必要となります。
相談を希望しない場合でも収支内訳書は作成し、申告書を提出してください。
- 農業所得に関する調査で「農業所得0円」と回答した人は、収支内訳書の作成は不要です。
- 農地の賃貸による小作料収入がある場合は、農業所得と分離し、不動産所得としての申告が必要です。（現物支給の場合も申告が必要です）

<裏面あります>

市・県民税の申告相談と受付について

平成31年度の市・県民税（平成30年1月1日～12月31日所得分）の申告相談と受付を行います。大島区会場の日程は次のとおりです。

- 会 場：大島コミュニティプラザ 2階 市民活動室2
- 受付時間：午前9時～11時30分／午後1時～4時
- 町内会別申告日程：

相 談 日	対象町内会
2月18日(月)	菖蒲東・菖蒲西・牛ヶ鼻・西沢
19日(火)	三竹沢・熊田・仁上・石橋
20日(水)	棚岡・大島
21日(木)	中野・上達・深沢
22日(金)	細越・達
25日(月)	大平
26日(火)	長者島・下岡・千原・上岡
27日(水)	田麦
28日(木)	板山・竹平・藤尾

〔・町内会の相談日に都合がつかないときは、都合の良い日にお越しください。
・3月8日(金)～3月15日(金)は、全町内会を対象とした相談日です。
・3月1日(金)～3月7日(木)の間は、大島区会場は開設しませんので、ご注意ください。〕

- 農業所得の申告は、収支内訳書の添付が必要です。
あらかじめ作成の上、申告会場へお越しください。
 - 簡易な確定申告は、市の会場（木田庁舎・総合事務所）でも受け付けます。
ただし、次の申告は高田税務署の申告会場（市民プラザ）で申告してください。
 - ・青色申告・不動産や株式の譲渡所得・営業所得・配当所得・雑損控除
 - ・住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修・認定長期優良住宅新築等の控除など
 - 給与所得または公的年金の申告には、源泉徴収票の原本が必要です。
失くされた方は、発行元へ再発行を依頼し、申告時には必ずお持ちください。
 - マイナンバーに関する書類の提示が必要です。
申告者本人または同一世帯の人が申告書を提出する場合、申告者本人のマイナンバーカード、または、申告者本人の通知カードと本人確認書類（免許証・保険証等）をお持ちください。
- ◆ 必要書類など詳しいことは「広報上越1月15日号」をご覧ください ◆
- 【問合せ】市民生活・福祉グループ（☎594-3101）